

質問に対する回答について

工事名) 常磐自動車道 R5いわき管内舗装補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	現場環境改善費について、市街地(DID地区)を含まないとして費用を計上してよろしいでしょうか？	そのとおりです。
2	「特記仕様書P6 7-5 通行止め・ランプ閉鎖規制」について、いわき勿来IC といわき四倉IC の切削オーバーレイ工の施工に関する規制回数が、金抜設計書に記載回数よりも少なく記載されています。どちらの回数を正として、施工費等を計上すべきでしょうか？	<p>いわき勿来 IC 及びいわき四倉 IC の通行止規制は、特記仕様書 7-5 記載のそれぞれ「20 回」が正となります。よって、通行止め規制 A・B の数量は以下の通りとなります。</p> <p>通行止規制 A : 20 回 (いわき勿来 IC、いわき四倉 IC 各 10 回)                      通行止規制 B : 20 回 (いわき勿来 IC、いわき四倉 IC 各 10 回)</p> <p>なお、上記については後日訂正公告を行いますのでご確認ください。</p>
3	「特記仕様書P29 の21-10-1 種別」の表中に、通行止規制AについてはA・Cランプが対象で、通行止規制BはB・Dランプが対象となるような記載がありますが、設計数量は同じ回数が見込まれています。本線の車線規制が通行止規制Bで、料金所前規制は通行止規制Aという考えで、同時に行うと考えると費用を計上すべきでしょうか？それとも、通行止規制A(A・C ランプ)を60回、通行止規制B(B・D ランプ)を60回規制を行うと捉えるべきでしょうか？	<p>通行止規制 A・B は同日規制ではありません。また、通行止規制 A・B の数量については質問 No.2 の回答のとおりとなります。</p>
4	「特記仕様書P29 の21-10-1 種別」の表中のランプ規制Aの交通規制箇所にはいわき四倉IC と記載がありますが、いわき四倉ICの施工に関して、ランプ規制Aは行わない設計になっています。記載が間違いでしょうか？設計数量に漏れがあるのでしょうか？	<p>「特記仕様書 P29 21-10-1 種別」記載のランプ規制 A にはいわき四倉 IC は含みません。</p> <p>なお、上記については後日訂正公告を行いますのでご確認ください。</p>

番号	質問事項	回答
5	<p>床版排水処理工Bの施工について、今の設計図書からでは、施工する際に桁下から足場を組めるのか、高所作業車で対応するのか、橋梁点検車が必要なのか等の情報が読み取れません。作業床に関する費用は、別途監督員と協議して決まると考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>検査路があるため不要となります。</p>
6	<p>防護柵改良工について、現地のガードレール種がGr-A-4EやGr-A-BJ、Gr-SB-BJなど様々ありますが、「設計図69/97 詳細図(6) 防護柵A・A(Y)」に、Gr-A-4Eしかありません。既設はすべてGr-A-4Eであるとして費用を計上し、設計と異なる場合は別途監督員と協議し費用を決めるということよろしいでしょうか？</p> <p>それとも、現地のガードレール種に合わせて撤去設置費用を計上するというのであれば、その詳細をご教授下さい。</p>	<p>「設計図 69/97 詳細図(6) 防護柵 A・A(Y)」に記載のとおり Gr-A-4E の改良となります。</p>
7	<p>アスファルト縁石A・A(Y)について、現況の縁石の種類が、コンクリートカーブの箇所とアスカーブの箇所があり、今の設計図書ではその判別ができません。</p> <p>既設のすべてがアスカーブとして費用を計上し、設計と異なる場合は別途監督員と協議し費用を決めるということよろしいでしょうか？</p> <p>それとも、現地の種類に合わせて撤去設置費用を計上するというのであれば、その詳細をご教授下さい。</p> <p>コンクリートカーブの場合、基礎部分の撤去や埋戻し費用等も計上する必要がありますので、その断面図等もご教授下さい。</p>	<p>「特記仕様書 21-17-2 種別」に記載のとおり「撤去・設置工 アスファルト縁石 A・A(Y)」はアスファルト縁石の撤去再設置を行うものとし、設計書、設計図、数量明細書のとおり計上してください。</p>

番号	質問事項	回答
8	<p>設計図(1)のいわき勿来IC D ランプの旗揚げ、設計図(2)のいわき勿来IC C ランプの旗揚げ、設計図(10)のいわき四倉IC D ランプの旗揚げの線の片方が間違っていないでしょうか？</p> <p>CランプからDランプになっていたりしているようですので、正しいランプ名が分かりません。</p>	<p>いわき勿来 IC C・D ランプ及びいわき四倉 IC C・D ランプの旗揚げに誤りがあり、旗揚げ内容及び単価項目・数量は次のとおりとなります。</p> <p>「設計図 2/97 平面図(1)」のいわき勿来 IC D ランプの旗揚げは C ランプ(C30MP～C807MP)  切削オーバーレイ工 K II (t=10cm) (Y) : 3,497.0m<sup>2</sup>  路面標示 標準型 B1 (Y) : 1,554.0m</p> <p>「設計図 3/97 平面図(2)」のいわき勿来 IC C ランプの旗揚げは D ランプ(D30MP～D741MP)  切削オーバーレイ工 K II (t=10cm) (Y) : 3,200.0m<sup>2</sup>  路面標示 標準型 B1 (Y) : 1,422.0m となります。</p> <p>「設計図 11/97 平面図(10)」のいわき四倉 IC D ランプの旗揚げは C ランプ(C30MP～C718MP)  切削オーバーレイ工 K II (t=10cm) (Y) : 3,096.0m<sup>2</sup>  路面標示 標準型 B1 (Y) : 1,376.0m となります。</p> <p>「設計図 12/97 平面図(11)」のいわき四倉 IC C ランプの旗揚げは D ランプ(D30MP～D938MP)  切削オーバーレイ工 K II (t=10cm) (Y) : 4,086.0m<sup>2</sup>  路面標示 標準型 B1 (Y) : 1,816.0m となり、D30MP の旗揚げ位置が変更となります。</p> <p>なお、上記については後日訂正公告を行いますのでご確認ください。</p>
9	<p>注意喚起溝A(Y)について、常磐道上り線(KP204.800～205.150、KP208.937～209.050、KP215.700～216.037、KP217.300～217.541、KP217.656～217.988、KP227.273～227.400)、常磐道下り線(KP215.700～216.037、KP217.300～217.541、KP217.656～217.988)の施工数量が片側分しか計上されていないようです。</p> <p>「設計図68/97 詳細図(5) 注意喚起溝工A・A(Y)」からすると、両側に溝が必要ではないでしょうか？</p>	<p>注意喚起溝工 A(Y)について、暫定2車線区間は「設計図 68/97 詳細図(5) 注意喚起溝工 A・A(Y)」のとおりに両側設置が正となり、数量は次のとおりとなります。</p> <p>「設計図 14/97 平面図(13)」上り線 204.800KP～205.150KP 注意喚起溝工 A(Y) : 700.0m</p> <p>「設計図 15/97 平面図(14)」上り線 208.937KP～209.050KP 注意喚起溝工 A(Y) : 266.0m</p> <p>「設計図 18/97 平面図(17)」下り線 215.700KP～216.037KP 注意喚起溝工 A(Y) : 674.0m  上り線 215.700KP～216.037KP 注意喚起溝工 A(Y) : 674.0m</p> <p>「設計図 19/97 平面図(18)」下り線 215.700KP～216.037KP 注意喚起溝工 A(Y) : 674.0m  上り線 215.700KP～216.037KP 注意喚起溝工 A(Y) : 674.0m</p>

		<p>「設計図 20/97 平面図(19)」下り線 217.300KP～217.541KP 注意喚起溝工 A(Y):482.0m 上り線 217.300KP～217.541KP 注意喚起溝工 A(Y):482.0m</p> <p>「設計図 21/97 平面図(20)」下り線 217.656KP～217.988KP 注意喚起溝工 A(Y):664.0m 下り線 218.019KP～218.500KP 注意喚起溝工 A(Y):62.0m 上り線 217.656KP～217.988KP 注意喚起溝工 A(Y):664.0m</p> <p>「設計図 22/97 平面図(21)」下り線 218.019KP～218.500KP 注意喚起溝工 A(Y):962.0m</p> <p>「設計図 24/97 平面図(23)」上り線 227.273KP～227.400KP 注意喚起溝工 A(Y):254.0m</p> <p>なお、上記については後日訂正公告を行いますのでご確認ください。</p>
10	<p>注意喚起溝A(Y)について、常磐道上り線(KP253.300～253.500、KP253.600～253.870)の施工数量が両側分計上されてるようですが、この箇所は路肩側しか溝は設置しないのではないのでしょうか？</p>	<p>注意喚起溝工 A について、4車線区間は「設計図 68/97 詳細図(5) 注意喚起溝工 A・A(Y)」のとおり片側設置が正となり、数量は次のとおりとなります。</p> <p>「設計図 29/97 平面図(28)」上り線 253.300KP～253.500KP 注意喚起溝工 A(Y):200.0m</p> <p>「設計図 30/97 平面図(29)」上り線 253.300KP～253.500KP 注意喚起溝工 A(Y):200.0m 上り線 253.600KP～253.870KP 注意喚起溝工 A(Y):270.0m</p> <p>なお、上記については後日訂正公告を行いますのでご確認ください。</p>
11	<p>「設計図72/97 詳細図(9) 撤去・設置工 Ds-Pu10.30」に、掘削と埋め戻し残土量の表がありますが、掘削数量から埋め戻し数量を差し引いても残土の量にはなりません。残土の量はどのような計算で算出されたのでしょうか？</p> <p>また、「特記仕様書P14 14. 建設副産物の処理方法に関する事項」には残土に関する記載がないのですが、残土は処分として費用を計上するのでしょうか？</p>	<p>「設計図 72/97 詳細図(9) Ds-Pu10.30」について、掘削・残土処理は不要とお考えください。</p>

番号	質問事項	回答
1 2	<p>床版防水工B2 について、「設計図65/97 詳細図(2)」の藤原川橋(上下線とも)の数量が、金抜設計書の数量と異なります。</p> <p>どちらが正しいでしょうか？</p>	<p>床版防止工 B2 について「設計図 65/97 詳細図(2)」の表内「床版部施工数量」が正となり、数量は次のとおりとなります。</p> <p>「金抜設計書 単価表 番号 6 床版防水工 B2 (藤原川橋上り線)」数量: 1,467m<sup>2</sup></p> <p>「金抜設計書 単価表 番号 7 床版防水工 B2 (藤原川橋下り線)」数量: 1,467m<sup>2</sup></p> <p>なお、上記については後日訂正公告を行いますのでご確認ください。</p>
1 3	<p>床版防水工B2 について、「土木工事積載基準(令和4年度版) 13. 床版防水工29-20」には、市場単価には端部防水等に要する費用を含むと記載があり、設計数量は床版面積とすると記載があります。</p> <p>一方で、「設計図65/97 詳細図(2)」に詳細な数量表が記載されておりますが、設計面積=床版面積+地覆面積となっており考え方に相違がみられます。</p> <p>床版防水工B2(藤原川橋上り線)の場合、設計数量1572 m<sup>2</sup>の内1466.8 m<sup>2</sup>の床版防水工の施工費+1466.8 m<sup>2</sup>の床版上面の下地処理費+106.4m<sup>2</sup>の端部下地処理費+止水処理費の費用を計上するか、1572 m<sup>2</sup>の床版防水工の施工費+1466.8 m<sup>2</sup>の床版上面の下地処理費+106.4 m<sup>2</sup>の端部下地処理費+止水処理費の費用を計上するか、どちらの考えが正とすべきでしょうか？</p>	<p>質問 No. 12 同様、床版防止工 B2 について「設計図 65/97 詳細図(2)」の表内「床版部施工数量」が正となり、数量は次のとおりとなります。</p> <p>「金抜設計書 単価表 番号 6 床版防水工 B2 (藤原川橋上り線)」数量: 1,467m<sup>2</sup></p> <p>「金抜設計書 単価表 番号 7 床版防水工 B2 (藤原川橋下り線)」数量: 1,467m<sup>2</sup></p> <p>「金抜設計書 単価表 番号 8 床版防水工 B2 (茨原川橋上り線)」数量: 1,587m<sup>2</sup></p> <p>なお、上記については後日訂正公告を行いますのでご確認ください。</p>

番号	質問事項	回答
14	<p>Ds-Pu10.30.について、PuLの設置撤去の際にのり面の防草シートやシールConの復旧も必要かと思われませんが、その費用は別途監督員と協議して決めると考えてよろしいでしょうか？</p> <p>また、PuLの設置撤去は何のために行うのでしょうか？</p> <p>ガードレールの取り替えの際には支障にないと思いますが、沈下して排水勾配が変わって流れなくなった(溜るようになった)のであれば舗装のすり付けが必要ですが、その費用の計上は別途協議でしょうか？</p>	<p>「撤去・設置工Ds-Pu10.30」は、防草シート・シールCon・舗装すり付け等は不要とお考えください。</p>